

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会定款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会と称する。略称を英字で、AGS-J (Alpine Guide Society of Japan の頭文字をとる)とする。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都あきる野市三内 87 番 1 号 パステルハウス 205 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、一般登山者の求めに適切に対応出来る職業山岳ガイド、及び職業山岳指導者を養成するとともに、その資格を認定する。

これらの人材をもって、わが国における正しい登山文化の発展に寄与するとともに、自然保護活動の一端を担うことをその目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 職業山岳ガイドの養成および本協会公認ガイドの認定。
- (2) 職業山岳指導者の養成および本協会公認指導者の認定。
- (3) 登山・山岳スキー技術の研究・普及および指導。
- (4) 登山・山岳スキー技術に関する刊行物の発刊および映画製作。
- (5) 登山用具・服装の研究開発および推せん。
- (6) 登山施設 (山小屋・人工岩場・登山研究所) の研究開発、及び運営。
- (7) 登山および自然保護に関する研究会・講習会・講演会およびその他の行事の開催および後援。
- (8) 本会と趣旨を同じくする諸外国の山岳団体、ガイド協会および自然保護推進団体との国際交流。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(認定事業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、別に定める職業資格を認定する。

2. 本会の認定事業は別に定める規定に基づき、これを行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

1. 本会の別に定める認定試験に合格し本会の趣旨に賛同するもの。
2. 団体加盟でガイド組織（10名以上）の代表者。

(2) 準会員

本会の別に定める認定試験に合格し、本会の趣旨に賛同するもの。

(3) 名誉会員 本会に対して特に功労のあったもののうちから理事会が推薦し、総会が承認した者。

(4) 特別会員 本会の目的に賛同する者で、理事会の推薦により総会が承認した者。

(5) 賛助会員 本会の事業を後援し、特別な寄与をなした者で評議委員会が推薦した個人または団体。

(入 会)

第7条 正会員または、準会員となるには、所定の入会申込書を提出し、資格審査委員会の審議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

2. 団体会員は、資格審査委員会の審議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

3. 賛助会員は、評議員会の推薦に基づき理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、或いは準会員、団体会員、賛助会員になった時及び毎年、総会において別に規定する額を支払う義務を負う。

(退 会)

第9条 正会員が退会するときは、書面でその旨を届出なければならない。

2. 正会員は次の各号の1つに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 退会

(2) 禁治産または準禁治産の宣告

(3) 死亡または失踪宣告

(4) 除名

(5) 団体の解散

3. 前項(1)の規定により退会した会員は別に定める規程により会友となることができる。

(除 名)

第10条 正会員は次の各号の行為があるとき、総会において、出席会員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。ただし、総会は、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) 本会の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費、入会金その他会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

第4章 役員および評議員

(役員種別および選任)

第12条 本会に、次の役員および評議員をおく。

- (1) 理 事 5名以上、10名以内
 - (2) 監 事 2名
 - (3) 評 議 員 5名以上、10名以内
2. 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3. 理事、および監事は正会員の中から総会において選任する。選任の方法は別に総会において定める。また、外部有識者を2名を限度として理事に選任することが出来る。
4. 監事は、他の役員を兼ねることができない。
5. 評議員は、その他の会員、賛助会員(団体を除く)または賛助会員たる団体の代表の中から総会において選任するものとする。

(職 務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は副会長と共に会長を補佐し、会務の執行を統括する。

4. 理事は会務を執行する。
5. 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律所定の職務を行う。
6. 評議員は評議員会を構成してこの定款に別に規定する職務を行う。

(任 期)

第14条 役員および評議員の任期は、選任後2年以内に修了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 その地位にふさわしくない行為を行なった役員および評議員は、総会の議決により、解任することができる。

(報 酬)

第16条 役員には、報酬を与えることができる。

2. 報酬の額、これを受ける役員その他については、総会の議決を得なければならない。

第5章 会議

(種 別)

第17条 会議は、総会、理事会および評議員会とし、総会は通常総会および臨時総会の二種とする。

(構 成)

第18条 総会は第6条第1号、正会員をもって構成する。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。
3. 評議委員会はすべての評議委員をもって構成する。

(機 能)

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 事業予算の決定

- (4) 決算報告の承認
- (5) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を行う。

- (1) 総会の議決した事項の執行
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 業務執行理事の選定及び解職

3. 評議員会は、この定款に別に規定するもののほか、会長の諮問にこたえ会務について助言することができる。

(開 催)

第20条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があるとき
- (3) 民法第59条第4号に基づいて監事が招集するとき

3. 理事会は随時開催する。

4. 評議員会は随時開催する。

(招 集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から20日以内に招集しなければならない。

3. 総会を招集するには、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した書面を、少なくとも10日前に会員に送付しなければならない。

4. 理事会は、会長が招集する。

5. 評議員会は、会長が招集する。

(議 長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3. 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2. 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3. 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議 決)

第25条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のために会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者、または表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第27条 会議の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

- (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数または、理事（会長、専務理事を含む）の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および出席した構成員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
3. 総会議事録は、総会終了後1箇月以内に書面をもって会員に通達しなければならない。

第6章 資産および会計

（資産の構成）

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める入会金および会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第29条 資産は、理事会の議決に基づいて会長がこれを管理する。

（経費の支弁）

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算および決算）

第31条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支予算は、年度終了後1箇月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2. 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算を施行する。
- 3. 前項による収支は新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（会計年度）

第32条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 7 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第 34 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
2. 解散のときに存する残余財産は、社員総会の議決により当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 7 章 公告の方法

(公告の方法)

第 35 条 この法人の公告は、電子公告により行う
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 36 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款に別に定めたものを除いて、理事会が定める規則による。

附 則

第 37 条 この法人の設立当初の役員は、本定款の規定にかかわらず、設立総会で定めた別紙役員名簿どおりとする。その任期は平成 22 年 3 月 31 日までとする。

第 38 条 この法人の設立初年度事業計画および収支予算は、本定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 40 条 この法人の設立当初の事業年度は本定款の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。